

## 総合計画審議会の運営について（案）

## 1 構成及び運営形態

全体会、分科会、座長・副座長会の併用方式とする。

## (1) 全体会

- ・委員全員 33 名により開催

## (2) 分科会

- ・委員長を除く全員を交流、共生、創造の 3 分科会に分割して開催
- ・分科会座長・副座長は、学識経験者の中から委員長が指名

## (3) 座長・副座長会

- ・委員長・委員長職務代理者と各分科会の座長・副座長により開催

## 2 審議内容

## (1) 全体会

- ・事務局からの総論の説明、座長・副座長会における審議内容の報告、全体を通しての審議を行う。

## (2) 分科会

- ・計画全文の諮問であるため、分量など審議の効率を考慮して、「第 4 章まちづくり政策」、「第 5 章まちづくりの推進姿勢」を 3 分科会で分担して審議する。
- ・「第 3 章重点プログラム」については、関連した部分を中心に審議する。

## (3) 座長・副座長会

- ・分科会における審議内容の報告をもとに、計画全体としての調整を行い、答申策定に向けた調整を行う。

【審議会開催回数】

開催年度 開催方法	平成 21 年度 (H22. 1～H22. 3)	平成 22 年度 (H22. 4～H22. 9)	合 計
全 体 会	1 回	1 回	2 回
分 科 会	各分科会 2 回 (計 6 回)	各分科会 4 回 (計 12 回)	各分科会 6 回 (計 18 回)
座長・副座長会	0 回	1 回	1 回

【分科会の分担】

分科会名 章	交 流	共 生	創 造
第 4 章 まちづくり政策	1 いきいきとした交 流が広がるまち	2 海と緑を生かした 活気あふれるまち 5 安全で快適に暮ら せるまち	3 個性豊かな人と文 化が育つまち 4 健康でやさしい心 のふれあうまち
第 5 章 まちづくりの推進姿勢	1 市民協働によるま ちづくりの推進 2 効率的な都市経営 の推進 3 地方分権と広域連 携の推進	—	—